

## 入札参加資格審査申請書受付要領（物品・役務等）

平成 31・32 年度に内子町が発注する建設工事などの入札参加資格を得るための「入札参加資格審査申請書」（指名願い）の受付が始まります。

内子町が発注する工事請負などについて競争入札に参加を希望する方は、それぞれの記入要領に従って、入札参加資格審査申請書を作成し提出してください。提出された書類及び添付書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

○受付期間（定期受付）

**平成 31 年 1 月 15 日（火）から**

**平成 31 年 2 月 15 日（金）まで**

**【 必 着 】**

（ただし、町の休日を除く）

持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

※定期受付期間終了後は、随時受付を行います。随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与、登録は、平成 31 年 5 月以降に行います。

○提出方法（黄色系 A 4 判ファイル・紙製・2 穴）

- ・ 町内業者 ⇒ 建設デザイン課 管理係 に持参すること
- ・ 町外業者 ⇒ 総務課 文書・情報係 に持参又は郵送すること
- ・ 「物品・役務提供等」は黄色系のファイル綴じとする。

※指定の色と異なったファイルでの申請された場合は受け付けません。指定の色  
のファイルで再度申請していただきます。

- ・ 提出書類確認票で必要書類を確認のうえ、提出書類に不備のないよう留意すること。また、チェックした提出書類確認票を提出書類の最初に添付すること。

※綴じる順番

チェック完了後の提出書類確認票の記号及び番号順

※表紙・背表紙には「平成 31・32 年度 内子町入札参加資格審査申請書」及び名称を必ず明記すること。（詳細は次ページ『ファイル作成見本』参照）

【ファイル作成見本】

背表紙の上部は25mm以上空けること。

【背表紙】

【表紙】

平成31・32年度  
内子町入札参加資格審査申請書

株式会社 ●●●● ▲▲支店

ア  
イ  
ウ  
エ  
オ  
カ  
キ  
ク  
ケ  
コ  
サ

添付書類には必ず見出し（インデックス）を施すこと。

- ・ 添付書類には必ず見だし（インデックス）を施すこと。  
※見出しは提出書類確認票の記号又は番号を記載してください。
- ・ 受付の確認が必要な場合（はがき・封書等）は、必ずファイル側面に書類を添付しておくこと。（ファイル内に綴じ込んでおくと、受付の確認に時間がかかることがあります。）
- ・ 送達、未送達の間合せには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

○有効期限

格付けを決定した日の翌日から改定される日の前日まで

○提出先（郵送先）

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町役場 総務課 文書・情報係（本庁3階）

**※申請書の提出先です。問合せは下記の連絡先に行うこと。**

○申請に関する問合せ先

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町役場 建設デザイン課 管理係（本庁1階）  
TEL 0893-44-6157（内線109）

○提出書類

ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品・役務等）  
内子町様式

**※県様式は使用出来ません。**

**※前回（平成29・30年度）申請と変更箇所があるので注意すること。**

イ 登録書・許可書等の証明書（写）

営業に関して法令で定められた登録証や許可証があれば添付すること。  
次のような品目の営業を行っている場合に必要です。

医薬品、動物薬品、農薬、麻薬、毒物、劇物、火薬、石油、計量器、  
高圧ガス、医療用具、自動車、船舶、古物、建設、採石、食品、清掃、  
廃棄物処理、警備、クリーニング（クリーニング業法第8条の3に基づ  
く講習の修了証書を含む。）、放置駐車確認業務、人材派遣など

ウ 納税証明書（未納がない証明）

法人事業者	個人事業者
○国税 法人税、消費税及び地方消費税	○国税 所得税、消費税及び地方消費税
○県税（委任先営業所含む） 法人事業税、法人都道府県民税	○県税 個人事業税
○市町村税（委任先営業所含む） 法人市町村民税	○市町村税 個人市町村民税

**※県税・市町村税は、入札・契約等権限を持つ営業所のものを添付。**

エ 使用印鑑届（様式第4号）

実印及び使用印を押印すること。委任状がある場合は、受任者印を使用印  
とすること。

オ 年間委任状（様式第5号）

入札・契約にかかる権限を支店・営業所等に委任する場合提出すること。

- カ 印鑑証明書（写可）
- キ 登記事項証明書（法人のみ（写可））個人の場合は代表者の身分証明書
- ク 営業所一覧表（営業所の所在地、連絡先がわかるもの。自社様式）
- ケ 営業実績経歴書（官公庁分1年間）
- コ 個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書
- サ その他

その他営業に関して必要と思われる証明書等があれば添付すること。  
（会社パンフレットや取扱品目等がわかるもの）

#### ○資格審査結果の通知

資格審査申請書の内容を審査した後、資格を有すると認められた者について有資格業者名簿に登録し、内子町ホームページに掲載し公表します。この名簿の公表をもって結果通知に代えるものとします。

#### ○その他注意事項

- （1）申請書類は、本社と支店等で重複して提出しないようにしてください。1法人1申請とします。
- （2）外国の法人又は個人の申請について、提出書類のうち、「印鑑証明」、「登記事項証明書・個人の場合は代表者の身分証明書」については、提出は不要ですが、できるだけ、外国政府等が発行する同等の内容を証明するものを提出してください。
- （3）提出書類の作成に用いる言語及び通貨単位は、原則として日本語及び日本国通貨に限ります。提出書類を外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。提出書類のうち金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記入してください。
- （4）添付する各種証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- （5）代理の方（行政書士等）が複数の申請用紙を提出するときはあらかじめ当該業者のリストを作成のうえ提出してください。また代理の方の連絡先も提示してください。
- （6）納税証明書については、未納があれば交付できませんので、未納分について納付のうえ、証明書の交付を受けてください。
- （7）提出書類作成の際は、提出要領をよく読んで、必要事項に漏れのないようにしてください。
- （8）入札参加資格審査申請書を提出後、申請事項に変更があった場合は、変更届（添付書類が必要な場合あり）を随時提出してください。

#### ○入札参加資格

次の要件に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者
- (3) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (6) 国税及び市町村税（代表者個人に課税されたものを含む）を完納していない者
- (7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者

○参考

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者